



2017年第2回定例会（2017年6月19日）

藤井克彦議員の代表質問と答弁

* 一問一答形式に編集

（文責：日本共産党神奈川県議団）

藤井議員：日本共産党を代表して、代表質問をおこないます。

第一の柱は、県民の暮らしを支える県政の計画的推進と予算の重点配分についてです。

境川の整備計画はいつ完了するのか

はじめに、河川改修の促進について質問します。

近年、局地的集中豪雨が増えており、河川の氾濫や市街地での浸水被害対策の重要性が高まっています。【資料1 掲示】河川の氾濫を防止するために、そして市街地に降り注いだ^{あまみず}雨水を下水道で河川に流していくためにも、河川改修を急ぐことが求められています。様々河川があるなかで、今回は、境川について、質問します。

相模原市は、神奈川県に対する予算要望のなかで毎年、境川の時間降雨 51 mmに対応する改修整備を早期に行うこと」を要望しています。

【資料2 掲示】相模原市では、時間降雨 51 mmに対応する雨水管の整備に取り組んでいます。{この図は、相模原市南区一部地域の下水道整備状況で、赤い線が整備済み、青い線が未整備、「吐け口 25 - イ」で黄色のエリアの^{あまみず}雨水が境川に放流されます。}境川の整備は、神奈川県と東京都がエリアを分担して進められてきましたが、東京都管理区間は概ね 50 mm対応で整備が完了しているのに、神奈川県管理区間に

については、河口の一部を除き時間降雨 30 mm対応の整備となっており、^{あまみず}雨水の流出が抑制されています【資料3 揭示】。^{あまみず}流出できない雨水が道路側溝等から^{あふれ}溢れ出て浸水被害が発生する危険性が高まっているので、「境川水系河川整備計画」に基づき、早期に計画的な整備を要望する。そんな趣旨であります{この写真は、下水管をわざわざ狭くして流出を抑制している様子です。^{あまみず}雨水を境川に流すための下水道整備を相模原市が一生懸命進めても、対応する河川整備が完了していないため、下水道整備の効果を十分に発揮できないことのもどかしさを表している写真です}。

「境川水系河川整備計画」は、神奈川県・東京都・横浜市の三者が2015年4月に策定したのですが、【資料4 揭示】東京都のホームページには、この「境川水系河川整備計画（原案）への関係住民からの意見と対応」が掲載されています。そこには、東京都の基本的な考え方として、「東京都管理区間はこれまで時間雨量 50 ミリに対応した護岸整備をほぼ完了しておりますが、下流の神奈川県管理区間の整備が進んでいないため、川底を掘り下げることが出来ず、時間雨量 30 ミリ程度の能力に留まっています。このため、下流の県管理区間の河道整備が時間を要することを考慮し、新たな整備水準の時間雨量概ね 65 ミリに対応した調節池を先行して整備する」などとあり、住民意見は、「下流の整備をまず優先すべきであり、東京都区間の整備の検討は、下流の整備後に行うべきだと思う。下流のために、東京都の土地にお金をかけて、調節池を設置してほしくない。」などの声が出されています。

この「境川水系河川整備計画」は、「概ね 30 年」で整備目標を達成するとされています。計画的に事業を促進することが求められており、それにふさわしい人員体制と予算の確保が必要です。

そこで知事にうかがいます。

この「境川水系河川整備計画」における境川の神奈川県担当エリア

の整備について、完了年度を知事はいつと考えているのか、うかがいます。また見込まれる総事業費、及びそれを30で割った金額つまり30年で完了するために必要となる年間予算額の目安はいくらになるのでしょうか。事業の進捗が遅いように感じていますが、人員体制や予算が現在の水準で十分であると考えているのか、うかがいます。

黒岩知事：県民の暮らしを支える県政の計画的推進と予算の重点配分について何点かお尋ねがありました。

まず、河川改修の促進についてです。平成27年4月に策定した境川水系河川整備計画では、時間雨量概ね60mmの降雨に対応するため川幅を広げるなどの河道整備や遊水地の整備などを、概ね30年間で実施することを目標としています。この境川の整備計画に必要な事業費は約1,200億円と見込んでおり、単純に年平均にすると約40億円となります。人員体制については用地の取得や工事の実施に必要な職員を適正に配置しており、今後も事業の内容や規模を踏まえ対応してまいります。

また、予算については本県の厳しい財政状況の中、計画的に事業を推進するために国の交付金をより一層活用する必要があります。このため、引き続き様々な機会をとらえ、河川整備の重要性を強く国に訴え、十分な交付金の確保に努め、境川の計画的な整備に取り組んでまいります。

**横断歩道の補修の集中的実施するための
予算編成の調整内容を明らかに**

藤井議員：次に、交通安全施設の整備について質問します。

まず、知事の予算編成の調整内容についてです。

横断歩道が消えている、消えかかっているので補修してほしいとい

う指摘・意見が県内各地から出されています。2015年度の県央地域首長懇談会では、大和市長から強い要望意見が出されました。「交通安全点検や市内パトロールで横断歩道や停止線の路面標示の塗り直しが必要な箇所を確認し、適宜要望として警察署に提示しているが、予算上の都合として速やかな改善が図られていない。この路面標示の塗り替えは市ではできない。自転車事故の対策として、市が自転車レーンを引ける道路に引くことにしたが、市民の中には、自転車レーンも重要だが横断歩道などの方がもっと重要だ、市は優先順位を間違えているのではないか、という意見もある」などというものでした。

そうした声を踏まえてなのか、県は、2016年度当初予算において「交通安全施設の整備として、著しく摩耗し、見えにくくなっている道路標示を3カ年計画で重点的に補修する。特に横断歩道については、2016年度からの2カ年で集中的に実施」することを、打ち出しました。そのことについては、予算編成過程において、知事査定により担当部局からの要求内容に変更が加えられたと聞いております。

そこで知事にうかがいます。

2016年度当初予算編成過程において、横断歩道の塗りかえ補修など交通安全施設の整備について、知事査定をどのようにおこなったのでしょうか、その内容とその査定をおこなった理由をうかがいます。

黒岩知事：今年の予算編成の調整内容についてです。

県民の皆さまを交通事故から守り、円滑な交通環境を実現するための施設整備では、安全・安心に関わる基本的な施策のひとつと考えています。そのため、毎年多額の財源不足が見込まれる厳しい財政状況ではありますが、平成28年度当初予算編成においては、著しく摩耗した道路標示について、30年度までの3カ年計画で重点的に補修することとしました。

中でも横断歩道については、県内市町村から早期に補修するよう強

い要望もありましたので、知事査定において計画の最終年度である30年度に予定していた約75kmの補修を28年度に前倒しし、2年で補修が完了する計画への変更を指示しました。

このように県民の安全安心に係る喫緊の課題には生活者目線ですっかり対応するという視線で予算編成を行っています。

更新されていない信号機や道路標識等はどれくらいあるのか

藤井議員：次に、交通安全施設の更新と予算確保についてです。

その2016年度当初予算では、交通安全施設整備費全体の予算枠が増えたわけではなく、逆に1億5千万円ほど減少しています。そして横断歩道について2ヶ年で前倒し整備する分、その他の交通安全施設、信号機や道路標識等については予算が減らされ、たとえば道路標識補修は2015年度の1000本から2016年度は100本にと、10分の1に減少しています。

しかし信号機や道路標識は、更新時期が定められているのに、その時期を過ぎても更新されず老朽化が進んでいるものも少なくないと聞いています。さいたま市浦和区では、設置後25年が経過した駐車禁止の路側道路標識が倒れ、通りかかった女性が接触してケガをするという事件も起きています。

そこで警察本部長にうかがいます。

信号機や道路標識について、更新時期を経過しているのに更新されていないものはどれくらいあり、その更新をどう計画しているのか、うかがいます。

そして、交通安全施設整備の予算枠を、2016年度、2017年度の31億9000万円から抜本的に増額する必要があるのではないかと考えますが、警察本部長の見解をうかがいます。

島根警察本部長：交通安全施設の更新と予算確保についてお答えします。

はじめに信号機や道路標識の更新予定についてであります。主な交通安全施設のうち信号制御機につきましては、平成28年度末現在で警察庁が示す更新の目安を示したものが1316機であり、平成29年度はその中で緊急性の高い264機を更新する予定であります。また、これまでの経年劣化や補修実態等を踏まえて設定した更新の目安を超過した道路標識等について、緊急性の高いものから信号柱は2万3844本のうち600本を、大型道路標識は9761本のうち155本を、路側道路標識は24万8605本のうち3678本を、それぞれ更新する予定となっております。

次に、交通安全施設整備の予算額を増額する必要性に関する県警察の見解についてであります。交通安全施設の老朽化が進む中、その的確な維持管理が課題であると認識しております。県警察としましては、交通環境等の変化により必要性が低くなった交通安全施設の削減を進め、維持管理に係るトータルコストの低減を図っていくとともに、引き続き更新の必要性や緊急性を反映した予算の確保に努め、計画的な交通安全施設の整備を推進していく考えであります。

笹山団地など老朽化の進んだ県営住宅の整備促進を

藤井議員：次に県営住宅の適正管理について質問します。

まず、老朽化への対応についてです。【資料5 掲示】

この5月に、横浜市保土ヶ谷区にある県営笹山団地の住民のみなさんから、修繕などについて県担当課に要望の申し入れがあり、立ち会うなかで、県営住宅に関する様々な課題を再認識致しました。

笹山団地は、築50年を経過し老朽化が進んでいます。塗装が完全に剥げ落ちてしまった玄関扉、階段の手すり。【資料6 掲示】部屋の

中、台所の流し台も表面がはがれてテープを貼っている悲惨な状況。

「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」では、笹山団地は「個別改善・新規着手団地」と位置づけられていますが、いまだに着手されず、いったい何年度に着手されるのか、示されていない状況です。

そこで知事にうかがいます。

老朽化の進んだ県営住宅への対応について、財源の裏付けをともなった年次計画を早急に策定して、整備を促進すべきと考えますが、知事の見解をうかがいます。

黒岩知事：県営住宅の適正管理について、お尋ねがありました。

まず、老朽化への対応です。

県では県営住宅の整備と管理について県営住宅ストック総合活用計画に基づき、既存ストックの効率的な利活用に取り組んでいます。こうした中、現在約4万5千戸の県営住宅のうち、約半数が昭和40年代以前に建設された古い住宅で、今後一斉に更新時期を迎えることから、財政負担の軽減、平準化を図りながら建替え又は長寿命化対策を実施していく必要があります。そこで老朽化が進む県営住宅について建替えるのか、改修して長期的に活用するのかなどの検討資料とするため、今年度は建物の劣化状況などの現状を調査します。その調査結果を基に平成30年度にはストック総合活用計画を見直し、新たな実効性ある計画を策定する予定です。今後、この新たな計画に基づき、県営住宅がセーフティーネットとしての役割をしっかりと果たせるよう取り組んでまいります。

県営住宅の空き家戸数と入居募集戸数を明らかに

藤井議員：次に、空き家募集についてです。

老朽化が進んでいることに加えて、近年、空き家が増えている一方

で、入居募集は空き家総数に対してあまりにも少ない、という状況があるようです。そうであれば、県民の貴重な財産である県営住宅が有効に活用されていないことになり、問題です。空き家は入居募集をおこない、一人でも多くの希望者が県営住宅に入居できるようにするのが、県行政の責任と考えます。

そこで、具体的に笹山団地を例に、知事にうかがいます。

笹山団地について、年度当初の空き家戸数と入居募集をおこなった戸数を、2015年度と2016年度についてお示し下さい。空き家の戸数に対して入居募集戸数があまりにも少ないのはなぜなのか、その理由をうかがうとともに、改善する必要性についてどう認識しているか、県営住宅全体の状況と今後の取り組みについて、うかがいます。

黒岩知事：空き家募集についてです。

まず、笹山団地の空き家戸数と募集戸数ですが、2015年度は174戸の空き家に対して募集が33戸、2016年度は222戸に対して42戸、募集しました。空き家に入居する際には、県が修繕工事を行う必要があります。このため予算の範囲で修繕できる戸数を把握し、過去の応募状況や地域バランスにも配慮しながら、各団地の募集戸数を割り振っています。笹山団地については、応募倍率が県営住宅全体の平均値に比べて、かなり低いことから空き家は多いものの、少ない募集戸数となっています。空き家の利活用は住宅セーフティネットの観点から、また県営住宅の収入面からも重要ですので、各団地の応募状況に応じて少しでも多くの空き家を募集できるよう努めているところです。

次に県営住宅全体の状況ですが、建替えなどの工事に備えて募集を停止している住戸を除き、2015年度は3233戸の空き家に対して募集が1744戸、2016年度は3767戸に対して1937戸募集しました。そこで、県営住宅全体として募集戸数を増やすため、

今年度から空き家修繕費を前年度比、約1.5倍に増額しています。県としてはこうした取り組みを進めるとともに、来年度に策定予定の県営住宅の適正な管理に向けた新たな計画において、より効果的な空き家対策を講じるよう検討を進めてまいります。

「再質問」

交通安全施設全体の予算を増額すべき

藤井議員：答弁を受けて2点再質問いたします。

交通安全施設の整備について、横断歩道については知事査定で前倒しを指示されたということでありました。ただ、そのことによって結果的には信号機や道路標識等の予算が減らされてしまったということになりました。こういった交通安全施設の更新については、警察本部長の答弁をうかがいますと、大変深刻な状況だと思われました。予算を減らしていい状況ではないという風に誰もが思うと思います。こうした状況を知事はどう思われるでしょうか。横断歩道はもちろんですけど、信号機も道路標識も様々な交通安全施設の更新がまったなしの状況になっていたのですから、知事査定ということでは交通安全施設全体の予算枠を特別に増額すべきだった、そうは思われないか知事の率直な現時点でのご見解をうかがいたいと思います。

黒岩知事：それでは、お答えいたします。

横断歩道以外の交通安全施設の整備、当然、県民の安全・安心に係る基本的な施策であると考えております。ただし、県民生活に密接に関わる施策は他にも数多くあることから28年度の知事査定におきましては限られた財源を有効に活用するため、優先順位を見極めながら判断したものでありまして、すでに28年第1回県議会定例会で予算はお認めいただいております。

県営住宅の空き家は100%募集を行うべき

藤井議員：県営住宅の適正管理についてですが、空き家の戸数に対する入居募集戸数、あまりにも少ないと思います。予算を少し増やして、改善していくというご答弁だったかと思いますが、理由についてははっきりと示されませんでした。何が原因でこうなっているのか再答弁を求めるとともに、今後、改善をしていく上で建替えを待っているようないわゆる政策空き家など、その他需要があって時間がかかる特別なものはともかくとして、空き家は入居者を募集して県民の利用に供すべきで100%募集に出すべきだと、これが当然だという立場に立って改善を進められるのか、この点をうかがいたいと思います。

黒岩知事：県営住宅の空き家の募集に対するスタンスについて、お尋ねがありました。県営住宅の空家を利活用することは、住宅セーフティネットの観点から、また県営住宅の収入面からも重要であると考えております。そのため空き家につきましては少しでも多く募集できるよう取り組んでまいります。まあ、いずれのポイントにしても予算が有り余る位あるならば、全部できますけれども、限られた予算の中でしっかりと皆さんと議論しながら、それを、皆さん苦労しながら予算を配分するというのを皆さん理解していただきたいと思います。

ここまでの質問に関する意見と要望

藤井議員：意見、要望を申し上げます。

河川改修の促進、境川の改修を30年で完了するために必要となる年間予算額の目安は40億円ということですが、2015年度の決算額は13億円余り、2016年度決算見込み額は9億円余り、これで

は100年かかってしまうのではないかと、本当に30年でできるのかと思ってしまう。県内市町村も東京都もこの事業の推進を待っています。国の交付金の増額を求めていくこと自体は必要ですけど、30年経って事業は完了しませんでした。国の交付金がもらえなかったからですということでもいいのかということも問われると思います。県単独事業としての予算確保と事業の推進も必要なのではないかと、また、その構えがなければ国の交付金も獲得できないのではないかと。県単独事業となれば事業費のかなりの部分を起債で県債借入金で賄うということはどう考えるのか、県債管理のあり方考え方にもつながってきます。その抜本の見直しも含めて十分な検討を求めたいと思います。

事業のテナポ、年次計画、財源の裏付け、人員体制の確保、それら全体について、本気の構えが伝わってくるような対応を求めたいと思います。

交通安全施設の整備ですが、横断歩道もまだまだ不十分です。その他の交通安全施設全体の整備促進が求められています。県民の命と安全に直接関わる施策で優先順位を引き上げて、予算の重点配分を求めます。今年度中の補正予算対応も検討してほしいと思います。

県営住宅の適正管理ですが、老朽化への対応について、建替えや大規模修繕を急ぐとともに、それまでの間発生する様々な問題への緊急対応もしっかりお願いしたいと思います。空家については、できる限りという対応ではなく、100%募集するという立場でしっかり改善に取り組んでほしいとお願いします。

来年度から県が国民健康保険の運営主体に
高すぎる国保料の引き下げと減免制度の拡充を

藤井議員：第二の柱は、県政が直面する重要課題への対応についてです。

はじめに、国民健康保険の都道府県化にむけて、まず、県の基本姿勢について、質問致します。

国保制度改革により、2018年度から、都道府県が国民健康保険の保険者となり、都道府県と市町村が共同で制度を運営することになります。保険証の発行、保険料の決定・賦課・徴収、医療の給付、保健事業などは引き続き市町村がおこないますが、国保の財政運営については都道府県が責任主体となります。今後、神奈川県国保運営方針を策定することになりますが、神奈川県がどのような姿勢で国保を運営していくのか、重要な問題です。

国民健康保険では、加入者の所得が下がっているのに保険料は高いという「国保の構造問題」が重大化してきました。神奈川県国保運営協議会の資料によれば、国保の2013年度の全国統計で、加入者一人あたりの所得に対する保険料の比率は、健保組合5.6%に対して市町村国保10.3%となっています。神奈川県市町村国保の2015年度の統計では、最も高いのは湯河原町の17.53%です。湯河原町の場合、単身40歳・所得100万円・資産税10万円である人の2016年度の保険料を試算すると、229,684円で、所得の23.0%にもなり、重い負担となります。

「払いたくても払えない」「払える保険料に引き下げてほしい」という声は切実です。

現行の国保制度が始まった1960年代、政府は、職業を持たない無職者が加入し、保険料に事業主負担もない国保を保険制度として維持するには、「相当額の国庫負担」が必要であると宣言していました（社会保障制度審議会「1962年勧告」）。

国民健康保険法は第1条で、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と、国保は社会保障制度であると明確に規定し、第4条では「国は、国民健康保険事業の運営が健全におこなわれるよう努めなければならない」と国の運営責任を規定しています。

ところが政府は、1984年の国保法改悪で、国保の定率国庫負担を「医療費の45%、給付費のおよそ60%」から「給付費の50%」に引き下げ、それ以来、国保財政に対する国の責任を後退させ続け、加入者の所得が下がるなかでもそれを見直そうとはしませんでした。こうした国の財政責任の縮小により、国保は、財政難、保険料高騰、滞納増という「悪循環」から抜け出せなくなったのです。今回の制度改革にあたり全国知事会は政府に「1兆円の国庫負担増」を求めてきた経過があります。

そこで知事に、国保の保険者・財政運営の責任主体となるにあたっての基本姿勢について、うかがいます。

国保加入世帯の平均所得が低下する一方で国保料は上昇し、加入者一人あたりの所得に対する保険料の比率が著しく上昇している深刻な状況をふまえ、国保料のこれ以上の上昇を抑え引き下げることや“やむをえない事情”に配慮した減免制度の拡充などに力を尽くすことが求められていると考えますが、知事の見解をうかがいます。

またそのためには、国民健康保険が社会保障制度であることについて運営方針のなかに明記するとともに、国に対して、国庫負担を増やすよう引き続き強く求めていくことが必要であると考えますが、知事の見解をうかがいます。

黒岩知事：県政が直面する重要課題への対応について、何点かお尋ねがありました。まず、国民健康保険の都道府県化に向けてであります。

初めに、県の基本姿勢についてです。保険料は国民健康保険の財政の根幹をなす財源であり、制度の安定的な運営のためには保険給付に見合う負担水準を維持する必要があります。そうした中で、被保険者にやむを得ない事情がある場合は、保険料の減免措置が講じられており、さらには、今般の制度改革に伴い低所得者向けの保険料軽減措置も拡充されているところです。

国民健康保険運営方針に国民健康保険が社会保障制度であることを記載する予定はありませんが、県は国民健康保険の理念に沿って制度運営にあたってまいります。新たな制度では毎年 3400 億円の公費拡充が行われることとされていますが、その確実な実行とさらなる拡充を引き続き国に求めてまいります。

市町村が保険料を引き下げのため行っている 一般会計からの繰り入れは尊重されるべき

藤井議員：次に、一般会計からの法定外繰入についてです。

国の財政負担が縮小するなか、国保を運営する市町村は、一般会計からの繰入金金を国保特別会計に入れて、国保財政を補填してきました。その状況は、市町村により様々です。

こうした市町村による法定外繰入は、国保の保険料負担が他の医療保険制度に比べて重くなっているなかで、保険料のこれ以上の上昇を抑え、引き下げをはかる努力として、重要です。この法定外繰入金、2015 年度の神奈川県内市町村の平均額は、被保険者一人あたり 19,417 円です。もしこの法定外繰入金がなくなり、その分をすべて保険料でまかなうとなると、一人あたり保険料は 99,000 円余り（99,306 円）が 118,000 円余り（118,723 円）へと 19,000 円余り、約 20% 上昇する計算になります。

今回の国保都道府県単位化にあたって、こうした保険料上昇を抑え引き下げのための市町村の取り組みは尊重し、県としても支援していくことこそ大切であると考えます。

そこで知事にうかがいます。

市町村が、保険料上昇を抑え引き下げのためにおこなってきた一般会計からの法定外繰入は、国保財政運営の責任主体が県に移行しても、尊重されなければならないと考えますが、知事の見解をうかがいます。

黒岩知事：次に、一般会計からの法定外繰入についてです。

市町村における一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰入については、本来、解消すべきものですが、保険料や一部負担金の減免額に充てるなどの場合は、やむを得ないことだと思っております。

保険料滞納者への機械的な保険証取り上げなどは止めよ

藤井議員：次に、保険料滞納者への対応についてです。

収入にたいして保険料が高すぎて払いたくても払えない、病気、失業や休業など、事情を抱えて保険料を滞納してしまう人に対して、保険証を取り上げて、代わりに国民健康保険の被保険者の資格があることを証明する「資格証明書」を交付する。あるいは保険証の有効期限が6ヶ月などと短い短期被保険者証を交付し、期限が切れても滞納額を支払わなければ新しい保険証を渡さない、といったことを、まるで保険料未納に対する制裁措置・ペナルティのように機械的におこなうことは、許されません。

保険証が手元になれば、医療費の全額・10割を支払わなければならない、多額の現金を持たなければ医療を受けられません。受診抑制による傷病の重症化につながり、かえって医療費の増大を招くこととなります。

国民健康保険は、必要な医療をすべての人に保障する社会保障制度としての公的医療保険制度です。加入者が保険証を手元に持つことは、きわめて大切なことです。

厚生労働省は、資格証明書の発行について、機械的におこなうことなく、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情があるのかどうか、実態把握に努めること、そして短期被保険者証についても、有効期間内に被保険者の手元に届かない場合には

電話連絡や家庭訪問等を実施することなどを求める通知を出しています。

また、収納率目標達成のために徴収を強化し、保険料滞納者に対して生活実態を無視した差し押さえや取り立てが全国でおこなわれている問題についても、総務省が、「地方税法では、滞納処分をすることによってその生活が著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができる」とされており、「滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握」するよう求める通知を出しています。

そこで知事にうかがいます。

保険料未納、滞納者に対しては、具体的な事情を把握して、やむをえない事情がある場合には分納や減免など実情に応じた対応をはかり、保険証の取り上げ・資格証の交付は機械的に行わないこと、短期保険証を交付したとしても有効期間内に新しい保険証を必ず渡すこと、生活実態を無視した差し押さえや取り立てをおこなわないことなどを「運営方針」に位置づけて徹底すべきと考えますが、知事の見解をうかがいます。

黒岩知事：次に、保険料滞納者への対応についてです。

保険料の滞納者に対しては機械的な対応ではなく、生活実態等を把握したうえで、適切な対応を行うよう市町村に助言・指導しているところです。国民健康保険運営方針に、滞納者への具体的な対応について記載する予定はありませんが、適切な運用が図られるよう、引き続き助言・指導してまいります。

リニア中央新幹線建設にともなう環境破壊について

藤井議員：次に、リニア中央新幹線建設にともなう環境破壊について、質問致します。

リニア中央新幹線の建設について、沿線予定地では、自然環境や人々の生活環境を壊すものとして、様々な懸念や反対意見が高まっています。そのようななか、神奈川県において、県・県央地域総合センターの水源の森推進課が、2016年1月12日付で、「水源林整備協定契約地における注意喚起について」という通知文書を、水源林整備協定契約者あてに送っています。その内容は「当センター管内の水源協定林契約地において、事前に県の同意を得ずに、不動産業者と土地の売買契約を締結した事例が複数発生しております。今回の売買事例は、リニア中央新幹線事業用地取得であるかのような不動産業者の説明により公共事業の一環と誤解して契約を結んだものと推察されます。」などというものでした。【資料7 掲示】

そしてこれらの売買契約が締結されてしまった水源協定林は、そのすべてについて、いったん締結した水源林整備協定を解約するに至ったと聞いています。{この図を見ると、エリアのほとんどが薄いピンクで、解約されてしまいました。} 貴重な水源林が失われてしまったという重大事態ですが、水源林整備協定を締結すると、地権者には、賃借料として1畝あたり年間27,000円を、県が水源環境税の税収から支払い、数年ごとに間伐など手入れをするとうかがっています。そうした取り組みが無駄になってしまったのであれば、極めて残念であります。

そこで知事にうかがいます。

水源林が「リニア中央新幹線建設のため」として開発目的で売却された事実経過、水源林整備協定を解約した件数と面積、また水源林整備協定にもとづきこれまで当該水源林に費やした県費の金額、そして今回このように水源林の一部が失われたことについて、県としてどう受けとめ、どう対応するのか、うかがいます。

黒岩知事：次に、リニア中央新幹線建設についてです。

まず、相模原市内の水源林が民間業者に売却された経過です。平成27年度に民間業者が水源林の所有者に対して、リニア中央新幹線の事業用地の取得といった名目で売却を働きかけ、6人がそれに応じたと伺っています。なお、水源林の所有者は県央地域県政総合センター所長と、整備協定契約を締結しており、土地を売却しようとする場合には、事前に協議して同意を得ることとしていますが、今回の事案では協議はありませんでした。

次に、今回の事案で契約を解約した件数は6件、面積は4.99^{ヘクタール}です。また契約に基づき、当該水源林に費やした県費は26年度の土地の賃借料9万174円となっています。

次に、今回の事案についての受け止めですが、公共工事の一環との誤解の元に水源林が売却され、その結果整備ができなくなったことは、遺憾と考えています。このため県は平成28年1月に、県央地域県政総合センター管内のすべての契約者に文章を発送し、民間業者がリニア中央新幹線用地を買収することはないことや、森林を譲渡する場合は県と協議が必要であることを注意喚起しました。また契約の内容を一部見直し、協議をしないで水源林を売却した場合には契約を解除できることとし、併せて支払った賃借料の返還を請求できるとする損害請求規定を盛り込みました。このような取り組みにより、同様な事例が起きないように努めてまいります。

厚木基地での銃器の展示に強く抗議すべき

藤井議員：次に、平和と基地問題への取り組みについて、質問致します。

4月29日(土)に米海軍厚木基地で、一般開放のイベント「日米親善春祭り2017」が開催されました。【資料8 掲示】

そのなかで銃器の展示がおこなわれ、子どもも含む来場者が手で触

れることができる状況であったことから、綾瀬市などが抗議をし、その後改められ、来場者が手で触れることはできなくなった。新聞報道などによれば、滑走路に駐機したヘリコプターの両側面の窓に、機関銃や小銃が取り付けられていて、見学者が自由に機内に入り、外に向けて銃を握れるようになっていた。周囲には人だかりができ、見学者が次々と機内に入っていた。親子連れも多く見られ、傍らの米兵が順番に見学者を入れ、子どもに構え方を教えてもいた、とのこと。

日本では、銃砲刀剣類所持等取締法で銃の所持を厳しく禁止しており、子どもに銃器への関心を持たせるようなことは、厳に慎むべきです。銃の体験をさせることは武器への抵抗をなくします。基地開放イベントでの銃器の展示はやめるべきです。

同じようなことが、2013年に横須賀基地でも起きていて、当時の横須賀基地司令官が横須賀市役所を訪れ釈明し、「今後同様のことが起こらぬよう最大限配慮していく」と発言しています。それなのに同じことが同じ在日米海軍によって神奈川県内の米海軍基地で繰り返されたことは、教訓が生かされていないこととして重大です。

そこで知事にうかがいます。

厚木基地で米軍が市民に銃体験させたことについて、県として強く抗議し、このようなことが二度と繰り返されないよう、知事が先頭に立って対応すべきと考えますが、知事の見解と対応をうかがいます。以上です。

黒岩知事：最後に、平和と基地問題への取り組みについてです。4月29日に開催された厚木基地開放イベントにおいて、展示されていたヘリコプターに、見学者が直接触れることができる状態で銃器が搭載されていました。このことについては、現場を確認した地元市職員の指摘を受け、見学者が銃器に触れないよう、米軍は当日中に措置を講じています。県としても、厚木基地に対し、今後県民が参加するイベン

トでこうしたことを繰り返さないよう申し入れ、米軍の理解を得られたことから、本件について改めて抗議する考えはありません。しかし、過去にも同様の事案が発生していることから、県としては今後とも折に触れて、銃器に対する日米の文化の違いを十分認識し、基地開放イベントでの銃の取り扱いに留意するよう米軍に働きかけてまいります。答弁は以上です。

「再質問」

国民健康保険への一般会計からの繰り入れは適正なものである

藤井議員：ご答弁を受けまして、一点再質問いたします。国民健康保険の都道府県化に向けての、一般会計からの法定外繰入についてです。

保険料の減免などについては「やむを得ない」というご答弁でした。そこでもう一度確認で再度伺いたいのですが、保険料が高くなならないよう低く抑える、保険料を引き下げるための法定外繰入を、市町村の判断で行うことについてはどうなのか。国の財政負担が必要な所まで拡大しない限り、それをしなければ保険料を上げなければならなくなってしまう、そんなことはできないという市町村の判断に基づく法定外繰入は解消すべきものではない、県として解消しろとは言わない、適正な繰入であると受け止めてよいか、確認の意味で再度伺いたいと思います。

黒岩知事：市町村が保険料負担軽減のために行う、法定外繰入の判断につきましては、内容が詳細に渡りますので、保健福祉局長から答弁させます。

武井保健福祉局長：市町村が保険料負担の軽減のために行う法定外繰入の判断について、再質問をいただきました。

一般会計からの法定外繰入は、住民全体の負担によって国民健康保険の財政を賄うこととなりますので、本来解消すべきものでありますが、実際に行うかどうかは各市町村の政策判断によるものと考えております。私からの答弁は以上です。

藤井議員：それでは、意見・要望を申し上げます。

国民健康保険の都道府県化に向けてですが、市町村の判断を尊重するというご答弁は大変重要なものと受け止めます。県の行政は市町村行政に比べて住民から遠いと言われがちですが、被保険者の生活実態から離れて、また国の財政責任を抜きにして、神奈川県国保の財政収支だけを追求するようなことがないように、被保険者の負担軽減と医療保障に、市町村と力を合わせて取り組んでいただきたいと要望します。

リニア中央新幹線建設に伴う環境破壊についてですが、今回のことで約5割もの森林についての水源林整備協定が解約されたということでもあります。いわゆる水源環境税、個人県民税の超過課税による税金、県民負担を財源とした森林賃借料支払い分、9万円余りが、そしてそれだけでなく、そこにいたるまでの県職員の方々の取り組みが、水源林の整備に生かされずに、結果的に無駄になってしまったことは大変残念に思います。業者は言葉巧みに住民に話を持ち掛けてきます。「リニア建設工事で残土が大量に発生する。その残土を運ぶダンプが行き来するより、工事現場の近くに残土処分場があった方が、この辺の静かな環境を守れるんだ。残土の仮置きだと雨で流れたりするので、自分たちはしっかり処分場をつくるんだ。自分たちは厚意でやっている。JR東海から委託されたわけじゃない。自分たちの方から売り込んでいくんだ。ビジネスだ。もうこのあたりの人はみんな売ってくれた。残っているのはあなただけだ」こんな調子で、住民の地権者に働きかけてくるようです。こうした業者にとってはリニア特需が、そして水源

環境にとってはリニア危機が沸き起こっている状況とも言えます。リニア中央新幹線は、環境破壊のリスクを冒してまで、建設する意義、社会的意義はないと、中止すべきだということを改めて述べておきたいと思います。

次に平和と基地問題への取り組みについてです。厚木基地での市民に銃体験をさせたという問題ですが、私はですね、やはり、地元の綾瀬市や大和市は直ちに対応されたということです。しかし、神奈川県はですね、厚木基地そして過去に同じようなことが起きた横須賀基地、両方に関わっている立場です。そういう点からしますと、もっと違ったより強い対応をしてほしかった。県知事が自ら、やはり行動していただきたかった、という思いはぬぐえません。ちょっと古い記事ですけども、2013年8月の横須賀基地での銃体験に触れて、神奈川新聞が2014年5月30日に『銃と向き合う』という社説を出しておりました。危険性や違法性を知りながらも、拳銃やライフルなど殺傷能力の高い武器に引きつけられる人は少なくない。触りたい、所有したいという欲望とどう向き合えばよいのか。銃は紛れもなく人を殺傷する武器であり、忌み嫌い避けるべき存在である。日本社会では受け入れられないという共通認識を醸成し、強固にせねばなるまい、こういう趣旨です。まったく同感です。基地関係イベントでの銃器の展示はやめるよう、強く求めます。以上で質問を終わります。